

道立高校教員が生徒に戦争法制反対の署名を要請したことについて北海道教育委員会が処分を行わないことを求める決議

1 本年4月26日朝、北海道苫小牧市の道立高校において、北海道高等学校職員組合連合会の組合員である教員が、組合の活動として、有給休暇を取った上、校地外で、戦争法制の廃止を求める2000万人署名への協力を要請するビラを配布し、午後3時過ぎから、生徒に署名を呼び掛けるという取り組みを行った。

この取り組みを知った校長は、ビラの回収を指示し、署名活動は中止となった。

このような経緯は、地元の苫小牧民報をはじめとしたマスコミに報道されるとともに、5月10日の北海道議会文教委員会においても質疑がされている。2016年5月22日付けの産経新聞の報道によれば、北海道教育委員会は、署名に取り組んだ教員の処分を検討しているとのことである。

2 そもそも戦争法制の廃止を求める2000万人署名は、衆参両院に提出予定の請願署名であり、請願権は、憲法16条により全ての国民に保障された基本的人権の一つである。また、このような署名を集めるために宣伝行動等を行うことは、憲法21条により全ての国民に保障された表現の自由を行使することに他ならない。今回、教員による署名活動を問題視する動きがあるが、この問題が、教員の基本的人権にかかわる問題であることを十分に踏まえる必要がある。

また、今回の署名活動は、労働組合の活動の一環として行っている。生徒を二度と戦場に送らないことを活動の柱の一つにしている教職員組合が、戦争法制反対の取り組みをするのはむしろ当然のことであり、今回の署名活動を問題視する動きは、教職員組合の団結権（憲法28条）を不当に制限するものでもある。

3 教員は、教育公務員特例法により、国家公務員法及び人事院員規則が準用され、法律上、一定の政治的な行為の制限が規定されている。しかしながら、この制限規定そのものが、違憲の疑いがある濃厚なものであるし、近年の判例（平成24年12月7日、堀越事件最高裁判決）において、そこで禁止されている政治的行為は「政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるもの」に厳しく限定されており、かかる観点から見た場合、今回の署名活動が、国家公務員法及び人事院規則が禁止する政治的行為に当たらないことは明らかである。

4 18歳選挙権が決まり、子どもだけでなく、教員の政治的自由が保障され、闊達な議論をすることが、主権者教育にとって極めて重要なことであるが、今回の署名活動を問題視すること自体が主権者教育に対し強い萎縮効果をもたらすものであり、このことも看過できない。

5 以上述べてきたように、苫小牧市の道立高校における署名活動は、法的に、全く問題のない行為である。にもかかわらず、教員の処分をするということは絶対にあってはならないことであり、北海道教育委員会に対し教員の処分を行わないことを強く求めるものである。

2016年5月30日